

官報

号外 昭和二十三年十二月十三日

○第四回衆議院會議錄 第十号

昭和二十三年十二月十二日(日曜日)

議事日程 第九号

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

(前会の続)

第一 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公認会計士法の一部を改正する法律案(大上司君外四名提出)

請願

第一 消防吏員に司法警察権の一部を付與に関する請願(第五号)

第二 医薬品類に対する取引高税免除の請願(第一一号)

第三 旧新井崎軍用地跡地有償拂下の請願(第一四号)

第四 清涼飲料水に対する課税軽減の請願(第六〇号)

第五 質屋業に対する取引高税免除の請願(第一五号)

第六 放送機構改革に関する請願(第一号)

第七 木工業従業員に労務加配米配給の請願(第三号)

第八 山口縣の松樹害虫防除費國庫

補助の請願(第二二二号)

第九 國有林矢櫃山拂下の請願(第一三三三)

第一〇 北海道における土功組合の更生に関する請願(第二二三三)

第一一 石狩原野開発促進に関する請願(第二四四)

第一二 品井沼水害予防組合所有の農地外土地建物並びに農業用施設買収に関する請願(第二五五)

第一三 北海道土地改良軌道客土事業施行の請願(第二六六)

第一四 漁船保険対策に関する請願(第八八)

●本日の會議に付した事件

檢察廳の取調狀況に関する緊急質問(高橋禎一君提出)

福井縣事務局長の職務上の疑義に関する緊急質問(猪俣浩三君提出)

日程第一 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 少年法を改正する法律案の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 公認会計士法の一部を改正する法律案(大上司君外四名提出)

新開出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の繼續

に対する國會の承認を求めるの件

教育公務員特例法案(内閣提出)

議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件

議員外崎千代吉君懲罰事犯の件

酒井俊雄君の議事進行に関する発言

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(権熊三郎君外六十七名提出)

行政機関に置かれる職員の内定の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案(内閣提出)

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

刑事訴訟法施行法案(内閣提出、參議院送付)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、參議院送付)

罰金等臨時措置法案(内閣提出)

内閣からの申出にかかる、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案外一件中修正の件

特別職の職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)

午後三時三十一分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

檢察廳の取調狀況に関する緊急質問(高橋禎一君提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、高橋禎一君提出、檢察廳の取調狀況に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

檢察廳の取調狀況に関する緊急質問を許可いたします。高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、日本檢察の使命の重きを考え、また眞に日本檢察を愛します。これをゆえに、その運用におきまして遺憾の点の少くない現状をそのまま放置し、これを默視するに忍びませんので、この際吉田総理及び法務總裁に對しまして、檢察權運用に關し若干の質問を試み、政府の所信を承りたいと存するものであります。

申し上げるまでもなく、專制政治のもとにおきましては、權力者は國民を自分の前に屈服させましたために檢察權を濫用いたしました。これを罪人視し、刑罰に名をかりて暴虐を加えたことは、皆様御存じの通りであります。しかしながら、人類の知識の発達につれ、その自覺によつて、その圧迫に耐えかね、これに反抗いたしました。多

年にわたつて自由獲得の努力を続け、その成果として憲法を生み、そしてまた議會をもち、特に司法憲章ともいふべきものがその中心となつて発達して今日に達したのであります。しかるに、檢察權がかくのごとく專制時代に國民壓迫の用具に使われましてという点から、それがややもすれば、民主政治のもとにおきましても濫用されがちなものなのであります。よほど注意をいたさなければ、そのあやまちを犯すことに相なるのであります。

私は、現在の日本の檢察のあり方といふものを十分考えてみたいと思ふのであります。ただ最も遺憾に思ふことは、その動機がいずれにいたしましても、その局に當る者が、きわめて單純な判斷と職務的偏見とによりまして、世の中の一部の事柄のみにとらわれて、皮相にも、自分たちだけがよく社會を眞正し、國を救うものであるといふことを妄信いたしました。獨善を生み、横暴と化し、いわゆるファッショ化の思想を醸成いたしました。かえつて法の目的を忘却し、鋭き權力に託しまして、おのれの前に國民を屈服せしめ、國民をして苦悶と悲痛と不安と恐怖に陥らしめ、社會の治安維持といふことは單に美名にとどまつて、かえつて世の秩序を擾亂するといふやうな、恐るべき結果を招来するといふことでもあります。私は、これは嚴に反省戒慎する必要があると存じます。今しきりに私どもの耳を打ちまするものは、檢察ファッショ化を非難するところの國民の声であります。ことさらに耳をおおる者は別といたしまして、心ある者はみな、一方檢察の端

高なる使命を知り、その健全なる発達を祈りますとともに、誤まれる檢察權行使に対して、またに満ちておりますところの國民悲嘆の声を聞いて、心痛憂慮いたしておるようなありさまでございます。(拍手)

昨日も、本議場におきまして、政界、財界、官界の徹底的責正に関する決議案が審議されました。多数の賛成を得て可決されたのでございます。私も、もちろん、これに双手をあげて賛成した一人でございます。そして、その大目的を達成いたしまするためには、もとより檢察當局の異常なる努力にまつことを要します。この論を要しないところでございます。當局の任たるや、実に重いのでございませう。しかし、あやまちばかりな場合に犯されやすいのであります。常軌を逸し、法の眞目的が蹂躪されがちでございます。興奮して大局をやまつてはなりません。厳正公平、自己を冷静に正しく支配し得る者のみが、賢明にして、よくその使命を完遂し、大任を果しまして、國民の負託にこたえ得るものであると考へておるのでございませう。

また、諸君の御承知のごとく、最近の立法の傾向は、行政の刑罰権に依存するものがはなはだ多いのであります。もちろん、日本再建の法は國民によつて厳守されなければなりません。それがためには、また刑罰のうしろだてといふことも必要でございます。それも容易に首肯し得るところであります。が、しかし現行法令は、その制裁法規を持つものが、その数実に数百種でございます。私の計算をもつてすれば五百

種類に近い。そして、それを各犯罪別に考えますと、数万の犯罪をもつて教えられるのであります。かような実情であります。今國民の一人々々が、かかる刑罰法規によつて拘束されておるのであります。

しかし、今日日本の一般の思想混沌たるありさま、道義頹廢いたしておる状態、経済の貧窮、その間に処しまして、國民の苦衷はいかがでございませうか。私は、これは十分くまなければならぬと思つてございませう。國民をして日本再建のために奮起せしむるか、またこれを自暴自棄の深淵に投ずるかといふことは、檢察權の運用いかにかかるものが多いのであります。一は國を興し、一は國を滅ぼす。実に日本檢察權は、今日日本の興亡盛衰を背負つて立つてゐるのでございませう。(拍手)私は當局が、世界通有の大義のつとり、崇高にして博大なる刑罰の本義に徹し、眞に法を生かし國民を生かすところの救國的檢察を行ふよう、強く要請するものであります。

さて、わが檢察權行使の実情に眼を注ぎますとき、まことに遺憾にたえずあるものが多々あるを看取することができるのであります。私は、ここに若干の事例を引用して質問いたしたいと存じておりましたが、時間の關係もございませうので、これらの事例は省くことにいたします。しかし、私が申し上げたことが、もし誤りであると思われましたならば、まず第一に、日本全國在野法曹に聞いていただきたい。また日本全國國民より、人権蹂躪に関する投書をひとつ受取つてみてもらいたい。おそらく投書の山を見るであらう。

それで、法務総裁に第一にお伺いいたしたいのは、刑事政策に関する根本理念及び檢察權運用に関する指導方針についてであります。吉田内閣成立直後、吉田総理は法務総裁を兼任されて、法務総裁として部内職員にいたつてをされた模様であります。が、新聞に発表されたものによつてその内容を見ますと、犯罪必罰主義、嚴罰主義を強調されておるのであります。しかし御承知のごとく、こ

れらの思想は、刑事思潮変遷の歴史から見れば、もはやそれは旧時代の遺物に過ぎないのであります。犯罪必罰主義、嚴罰主義、應報刑思想に基く刑罰權の運用は、かえつて幾多の悲劇を生み、犯罪を増加させ、社会秩序維持、國家統治の目的に背反するの結果を招來するものなることは、ひとりの専門政治家の意見のみならず、幾多の思想家がこれを指摘し、多くの教訓をたれておるのであります。

私は、現時刑罰の本義は、本人の主観に重きを置き、教育刑主義を基調といたしました。いわゆる特別予防主義、保護主義であるべきものと思つております。この思想は、日本國憲法の上に現れております。刑法の上にも、刑事訴訟法の上にも、それは起訴猶予、執行猶予、仮出獄、刑執行停止等の制度として現れてゐるのであります。私は今、日本檢察界が、前申し上げましたごとく、吉田兼任法務総裁のあいさつによつてうかがえるごとき旧思想に支配される傾向の存すること、遺憾に思ふものであります。この思想がありますために、濫訴の弊が起

つておるのであります。
○議長(松岡吉朗吉君) 高橋君、結論を急いでください。
○高橋君(一君)(続) 起訴猶予制度を知らざるがごとく、輕微なる事犯を起訴する場合が少くない。少年法の精神を没却し、年少者をいたずらに起訴するものもございませう。また、刑法の一部が改正されて、いわゆる連続犯の規定が廢止せられたため、これが濫用されて、連続的濫訴によつて苦しんでおる國民が多数あるのでございませう。また、やたらに偽証罪を告訴して、公判中心主義を没却するような起訴もあるのでございませう。これらの濫訴の弊は、すみやかに改められなければならぬのであります。私は、ここに新しく、ある種類の犯罪については起訴陪審制の採用を考へて見なければならぬと考へるものであります。

ある刑罰家が、新國を刑するには輕典を用い、中國を刑するには中典を用い、亂國を刑するには重典を用うと述べておりますが、私は、今現在の日本を見まして、幸いに亂國とは見ないものであります。新しい民主主義國として、また新しい平和國家、文化國家として立ち上らんとおる新しき國日本、幼き日本であると思へるのであります。たゞ、そこに思想の混亂があり、道義の頹廢を見つたしまして、これを匡救するには刑罰のみをもつていたしてはなりません。やはり投本根源的な政治の力が必要であるといふことを、十分お考えにならなければならぬと思つております。この点につきまして、檢察權をいかに運用して行かうかという根本的な御意見、御

態度を、はつきりとお伺いいたしたいのであります。
次に私は、犯罪の証拠収集に関する合法性並びに訴訟促進に関する協力の問題についてお伺いいたしたのであります。專制的檢察權の圧迫に抗して漸次發展いたしました司法憲章は、最初に罪刑法定主義を確立し、次には一事不再理の原則を確立いたしました。が、現在においては、いかにして証拠を合法的に収集するか、またいかにして訴訟を促進することによつて國民を救うかといふことに歸着いたしておるのであります。これが二つの問題であります。

しかるに、現在檢察廳においてなされつあるところのものが、はたして証拠を完全に合法的に収集されていくかどうかと申しますと、法務總裁に申し上げますが、暴行が行われております。脅迫が行われております。これはたくさんあるのです。表には出ませんが、無数にあるのであります。また不必要なる勾留が行われております。そして、裁判所に事件が係属しましても、保釈の許可に反対するといふ風が非常に多いのであります。罪証隠滅のおそれもなく、逃走のおそれもなく、勾留しておいて、また何か新しい事實は出ないかといふので、しほるといふような風が、非常に行われておるのであります。たとえば……

○議長(松岡吉朗吉君) 高橋君、結論を急いでください。
○高橋君(一君)(続) 例の下河邊氏の事件のごときもそうです。私は詳しく申し上げません。法務總裁、よく調査し

たて、

てみて下さい。あつて不法はないか、あれを勾留する必要があるかどうか、よく研究してもらいたい。要するに法務総裁は、いかにして証拠を合法的に収集することに努力しようとするか、あるいはまた訴訟促進にいかにかに檢察官を協力せしめんとするかということについて、確固たる御信念をお伺いしたいのであります。

次に、もう時間が参りましたから、ごく簡単に申し上げますが、昨日の本会議場において、同僚高津君よりの吉田総理に対する質問がございました。

その質問は、法務総裁御存じの通りであります。吉田総理が、ある業者から百万円を受領したということに対するお礼状を出してある、という問題であります。私は法律家として、また國会の議員として、またさらに檢察的な私の考えを基礎としてこの問題を考えますれば、これは收賄としての疑いがあるというところをお認めになつたと思つてあります。(拍手)私は、私の親しき先輩星島氏のことを申し上げることは、はなはだ遺憾であります。星島氏と吉田総理とに關連して、百万円を收賄したのではないかと疑いがあるというところがあります。(拍手)ほかにも、この問題は政令違反の疑いもござります。法務総裁は、この事実を犯罪の疑いとして檢察廳が現に捜査しつつあるか。

○議長(松岡駒吉君) 高橋君、結論を急いでください。

○高橋(一君) あるいはまた捜査しておらないとすれば、犯罪の捜査は敏速を要するものでございますから、ただちに捜査を開始せしむる意図があるかというところについて、明確なる御答弁を承りたいのであります。(拍手)

私は、この点を質問いたしました。一應法務総裁の御答弁を承りたいと存ずるのであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ただいまの高橋君の発言中不穩当な言辭があれば、速記録を取調べの上、適当に処理いたします。

〔國務大臣(殖田俊吉君) 答へいたします。〕

高橋さんのお話にありました、まず檢察官アツシヨの問題でございますが、私もかような風聞を聞いております。もし事実であるとしたら、私には、はなはだ憂慮すべき事柄であります。私が就任後、ただちにこの点につきまして調査いたしましたのであります。が、ただいまのところでは、檢察當局の熱心なる職務の執行は認められるのであります。特にアツシヨというものが、ごとき悪性の事実が存在するとは認められないのであります。しかし、かくのごとき批評の出すべきことにつきましては、深く省察を加へべきことであるとして、私は檢察の重大なる任務にかんがみ、檢察の執行にあつては特に厳正公平を旨といたしまして、常に合理的であつて、かつ同情的の態度をもつて事を処理し、特に人權の尊重につきましては、新憲法の精神にかんがみまして、寸時もこれを忘れることなからんことを期する決心でございます。

それから、こまかい刑事政策をどうするかという点より、さらに進んで檢察の執行の方法等につきましてお尋ね

がございましたが、私は……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 檢察の執行の精神につきましては、ただいま高橋さんの御主張の中にもござりました御精神に毛頭違ひはないのであります。全然同感の意を表したいと思つて、最も正義の精神に訴へ、かつ眞く同情をもつてするといふ大きな心構えをもつて臨むべきものであらうと思つております。決して昔風な嚴罰主義だけをもちて事に臨むべきものではない。

社会全般を見、また歴史を見、將來を考え、そしてこの國民の生活を最も清らかな、朗らかなものにする、りつばな國民生活を打建てるための檢察であると考えております。従つて、それにとるようなことがありますれば、どんなにこれは是正をして行きたいと考えております。さればと申して、現在の法律の執行を厳正ならしめず、あるいは不公平に行おうというのではありません。これは、あくまで厳正公平に行ひますが、しかしながら、その精神は、今申したような精神で行きたいと考えております。(口だけじゃだめだぞ)と呼ぶ者あり)必ず実行いたします。

それから、ただいま訴訟を促進すること、あるいは証拠の収集のこと、それらについての御質問は全然同感であります。十分注意いたして、御趣旨に沿うようにいたしたいと思つております。ただ、起訴陪審のこと等のお話がございましたが、それはただいま考へておりません。

さらにいろいろお話がございましたが、その点は、いろいろ私も研究いたしました上でお答へしたいと思ひます。

最後に吉田総理の問題であります。吉田総理の問題は、私も、一昨日でありましたか、加藤議員からのお話で初めて承知いたしましたのであります。そこで、この問題につきましては、ただいま檢察廳に命じまして取調をさせておりました、まだ詳しい真相の報告に接しておりませんので、具體的なお答へはできないのでございます。(拍手)

〔高橋(一君) 登壇〕

○高橋(一君) 最後の質問に対する答弁につきましては、私は答弁がはなはだ不十分であると思つてあります。法務総裁に重ねてお尋ねいたします。吉田総理あるいは星島氏を被疑者として取調中であるのかいなか。先ほどは檢察廳が捜査しておるかのごとく申されたのですが、被疑者として取調をしていられるかどうか、この点を、はつきりとお伺ひしたいのであります。少くとも檢察廳において、これが犯罪たることの疑いをもつておられるということだけは、私は明らかにこれを看取し得たと思つてあります。(拍手)私は、この吉田総理の事件は、私も國會において知りました範圍において、吉田前総理の事件よりは悪質であると確信いたしておりますのでございます。(拍手)その吉田前総理は、今この空室に、あの鉄窓のもので叫びたいしております。私は、そこに檢察の不公平があつては断じてな

らぬと思つてあります。厳正公平、ほんとうに法の命ずるところに従つて、國民の前に出してははずかしくなき檢察を運用されんことを希望いたします。(拍手)

〔國務大臣(殖田俊吉君) 答へをいたします。〕

○今村忠 君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、猪俣三君提出、福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問(猪俣三君提出)

○今村忠 君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、猪俣三君提出、福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔猪俣三君 登壇〕

○猪俣三君 吉田内閣は綱紀肅正の大旗を掲げますから、その線に沿つて質問いたします。

福井檢察總長は、九ビルの四階に福井事務所なる看板を掲げておられるというところから、その事務所には、元大審院の檢事をやつておられました

がございまして、私は……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 檢察の執行の精神につきましては、ただいま高橋さんの御主張の中にもござりました御精神に毛頭違ひはないのであります。全然同感の意を表したいと思つて、最も正義の精神に訴へ、かつ眞く同情をもつてするといふ大きな心構えをもつて臨むべきものであらうと思つております。決して昔風な嚴罰主義だけをもちて事に臨むべきものではない。

社会全般を見、また歴史を見、將來を考え、そしてこの國民の生活を最も清らかな、朗らかなものにする、りつばな國民生活を打建てるための檢察であると考えております。従つて、それにとるようなことがありますれば、どんなにこれは是正をして行きたいと考えております。さればと申して、現在の法律の執行を厳正ならしめず、あるいは不公平に行おうというのではありません。これは、あくまで厳正公平に行ひますが、しかしながら、その精神は、今申したような精神で行きたいと考えております。(口だけじゃだめだぞ)と呼ぶ者あり)必ず実行いたします。

それから、ただいま訴訟を促進すること、あるいは証拠の収集のこと、それらについての御質問は全然同感であります。十分注意いたして、御趣旨に沿うようにいたしたいと思つております。ただ、起訴陪審のこと等のお話がございましたが、それはただいま考へておりません。

さらにいろいろお話がございましたが、その点は、いろいろ私も研究いたしました上でお答へしたいと思ひます。

最後に吉田総理の問題であります。吉田総理の問題は、私も、一昨日でありましたか、加藤議員からのお話で初めて承知いたしましたのであります。そこで、この問題につきましては、ただいま檢察廳に命じまして取調をさせておりました、まだ詳しい真相の報告に接しておりませんので、具體的なお答へはできないのでございます。(拍手)

〔高橋(一君) 登壇〕

○高橋(一君) 最後の質問に対する答弁につきましては、私は答弁がはなはだ不十分であると思つてあります。法務総裁に重ねてお尋ねいたします。吉田総理あるいは星島氏を被疑者として取調中であるのかいなか。先ほどは檢察廳が捜査しておるかのごとく申されたのですが、被疑者として取調をしていられるかどうか、この点を、はつきりとお伺ひしたいのであります。少くとも檢察廳において、これが犯罪たることの疑いをもつておられるということだけは、私は明らかにこれを看取し得たと思つてあります。(拍手)私は、この吉田総理の事件は、私も國會において知りました範圍において、吉田前総理の事件よりは悪質であると確信いたしておりますのでございます。(拍手)その吉田前総理は、今この空室に、あの鉄窓のもので叫びたいしております。私は、そこに檢察の不公平があつては断じてな

らぬと思つてあります。厳正公平、ほんとうに法の命ずるところに従つて、國民の前に出してははずかしくなき檢察を運用されんことを希望いたします。(拍手)

〔國務大臣(殖田俊吉君) 答へをいたします。〕

○今村忠 君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、猪俣三君提出、福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問(猪俣三君提出)

○今村忠 君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、猪俣三君提出、福井檢察總長の職務上の疑義に關する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

〔猪俣三君 登壇〕

○猪俣三君 吉田内閣は綱紀肅正の大旗を掲げますから、その線に沿つて質問いたします。

福井檢察總長は、九ビルの四階に福井事務所なる看板を掲げておられるというところから、その事務所には、元大審院の檢事をやつておられました

がございまして、私は……。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(殖田俊吉君) 檢察の執行の精神につきましては、ただいま高橋さんの御主張の中にもござりました御精神に毛頭違ひはないのであります。全然同感の意を表したいと思つて、最も正義の精神に訴へ、かつ眞く同情をもつてするといふ大きな心構えをもつて臨むべきものであらうと思つております。決して昔風な嚴罰主義だけをもちて事に臨むべきものではない。

とこの池田克君及びその他二名の弁護士が執務しておるものであります。が、やはり事務所の看板は福井事務所と相なつておるものであります。これはいかなることであるか。この事務所が福井検事総長の事務所であるかどうか。池田克君は、これは有数の弁護士であります。何がゆゑに池田法律事務所、の看板を掲げないのであるか。ここから実は、事がはなはだ簡単のようであり、事柄はなほ幾多の疑義が東京弁護士会の中に起つておるのであります。(拍手)私はこれを信じませんけれども、東京弁護士会の中には、どうもうたるわさがあるから、私は質問申します。のみならず、この質問は、今から十日以前に、法務委員会におきまして、法務総裁に私は質問したのであります。ところが、法務総裁も検事官も、そのことは初耳であるから、調査の上返事をするという御答弁でありましたが、今日に至るまで何らの御返答がない。ゆゑに私は、再び本會議でその御答弁を伺いたしたのであります。

なお東京弁護士会の中には、福井検事総長はどうも事件を事務所に紹介しておるらしいというのを放言しておる者もあるものであります。かような事実につきましても、お調べを一体していただきたかどうか。私は十日前にすでに質問しておるのですが、いまだに答弁がない。聞くところによりますと、私の質問がありました後に、福井事務所という看板をお下げになつたといふことであるが、はたしてさうであるかどうか。さういふことについてもお尋ねしたいと思ふのであります。

なおこれに關連いたしました、この検事総長を含みますところの検事の行爲につきまして、これと法務総裁との關係について、法律的な質問を二、三いたしてみたいと思ふのであります。

法務総裁は、檢察廳に對してどの程度の指揮監督命令権があるのか。檢察廳法第十四條によりますれば、法務総裁は検事総長を指揮命令することができると規定されておる。ところが、はたしてこれが実行されておるのかないか。ある大きな事件に於いて、法務総裁が實際何ら報告を受けておらぬといふようなことを、耳にするのであります。が、はたして事實いかん。

この点について、赤裸なる御報告を願いたしたのであります。檢察事務の指揮監督をいたします人が、具体的事件について何ら関知しないといふようなことは、これは非常に問題であります。實際いかなる事實の報告を受け、いかに檢察の實際の事務についてタッチせられておるかを、明確にしていた

それから、もしここに指揮命令の権利があるとするならば、この法務総裁の指揮命令に従わなかつたところの検事総長に對しては、いかなる処置がなされるのであるかを、お尋ねしたいのであります。それに引續きまして、一般の検事総長及び検事の行いました行爲につきましては、何人が責任を負われるのであるか。この法理的の論議を明らかにしていただきたいのであります。新しくできまますところの國家公務員法によりますと、その第八十四條には、いわゆる官吏の任命権者が懲戒権を持つておることに相なるのであります。しかば、この検事総長は内閣が任命権を持つておると思ふのであります。が、この戒事総長あるいは検事に對しましての懲戒処分は、内閣においてやるべきものであるかどうか、さういふことについてもお聞きしたいのであります。

なお、國家公務員法の八十二條の第三号によりますと、いわゆる官吏が國民全体の奉仕者としてふさわしからざる行爲をやつた場合には懲戒の理由になるというに相なるのであります。が、福井検事総長が、福井事務所なるところの看板を九ビルの四階に掲げ、池田氏の名前を出さずして、しかもこの事務所に勤めておりますところの弁護士諸君は、その名刺の中に、住所といたしまして九ビル四階福井事務所内なる名刺を振りまわしておるものであります。が、これらのことが、この國家公務員法八十二條第三号に觸れるものなりやいなや、この点についても御答弁願いたないのであります。私の見解を

もつていたしますならば、この検事及び検事総長の行爲につきましては、いわゆる法務総裁及び内閣全体が責任を負ふべきものであり、なお内閣の首班としての總理大臣の責任も重大だと考へるのであります。が、この第一次、第二次の各順位における責任關係を明らかにしていただきたいのであります。

今日、司法ファツショなる叫びがある。同僚高橋議員の質問にも、さういふ趣旨が含まれておつたのであります。が、これは実にわれ／＼身の毛のよだつほどいやな言葉であります。戦時中いかにこの檢察ファツショのために一般の人民が悩まされたか。今日ようやくにして民主の國と立直つたという際に、とたんにこの檢察ファツショなんということは、実にゆゆしき問題であります。しかしこれは、眞に政界の腐敗を徹底的に肅正するためには、検事は十二分にその権能を発揮してもさしつかえないと存じますが、それには法律に従ひ、いわゆる適法にやつていた

べきこと、いふやうな御答弁をいたしたくない。なおその法に違背をした場合におきましての責任を明らかにしておきませんと、この司法ファツショがいふの間に蔓延するおそれがあるものであります。が、私は、以上の意味におきまして、この検事総長及び検事の行爲に對して何人が責任を負うか、及びこれを懲戒処分するについては、いかなる手續をもつて何人がするものなりや、すなわち法務総裁と検事総長との法律關係、なお具体的に、實際的に、この法務総裁は檢察當局のやつておるところの檢察事務に對して、はたして一々御相談に乗つておるのであるかどうか、その点を明らかにして

いただきたいのであります。なぜかと申しますと、一体法務総裁という役は、内閣全体の法律顧問であるといふことに相なつておりますし、また檢察當局の首脳といふことに相なつておりますから、これは法律の専門家をもつて充てることが適任だと考へられておるにかかわらず、現法務総裁は、まことにずぶのしろうとであります。かような方を法務総裁にするといふことが、まことに適當であるかどうか、私は疑いなきを得ない。吉田總理大臣の人事に對しまして、はなはだ懸念とするところがあるものであります。

かような、檢察の實際慣行も檢察のやり方も知らないしろうとが法務総裁になつておりますことは、檢察當局にとつては、もつての幸ひでありまして、まるででくのぼうのやうに取扱つて、いろ／＼なことをやらぬとも限らぬ。やつておるとは申しませんが、やらぬとも限らぬのであります。(拍手)この意味におきまして、なお私は、實際福井法務総裁がどの程度に一体檢察當局と御協力なさり、どの程度の報告を受けているか、さうしてその責任はどういふふうにお負いなさるのであるかを質問いたす次第であります。

なお、私の質問に對する答弁に満足行きません場合は、再質問を留保いたしたいと存じます。

○國務大臣(殖田俊吉君登壇) 御答をいたします。

先般の法務委員会におきまして、猪俣さんから、福井検事総長の問題に關しまして御質問がありました。私

もつていたしますならば、この検事及び検事総長の行爲につきましては、いわゆる法務総裁及び内閣全体が責任を負ふべきものであり、なお内閣の首班としての總理大臣の責任も重大だと考へるのであります。が、この第一次、第二次の各順位における責任關係を明らかにしていただきたいのであります。

今日、司法ファツショなる叫びがある。同僚高橋議員の質問にも、さういふ趣旨が含まれておつたのであります。が、これは実にわれ／＼身の毛のよだつほどいやな言葉であります。戦時中いかにこの檢察ファツショのために一般の人民が悩まされたか。今日ようやくにして民主の國と立直つたという際に、とたんにこの檢察ファツショなんということは、実にゆゆしき問題であります。しかしこれは、眞に政界の腐敗を徹底的に肅正するためには、検事は十二分にその権能を発揮してもさしつかえないと存じますが、それには法律に従ひ、いわゆる適法にやつていた

べきこと、いふやうな御答弁をいたしたくない。なおその法に違背をした場合におきましての責任を明らかにしておきませんと、この司法ファツショがいふの間に蔓延するおそれがあるものであります。が、私は、以上の意味におきまして、この検事総長及び検事の行爲に對して何人が責任を負うか、及びこれを懲戒処分するについては、いかなる手續をもつて何人がするものなりや、すなわち法務総裁と検事総長との法律關係、なお具体的に、實際的に、この法務総裁は檢察當局のやつておるところの檢察事務に對して、はたして一々御相談に乗つておるのであるかどうか、その点を明らかにして

いただきたいのであります。なぜかと申しますと、一体法務総裁という役は、内閣全体の法律顧問であるといふことに相なつておりますし、また檢察當局の首脳といふことに相なつておりますから、これは法律の専門家をもつて充てることが適任だと考へられておるにかかわらず、現法務総裁は、まことにずぶのしろうとであります。かような方を法務総裁にするといふことが、まことに適當であるかどうか、私は疑いなきを得ない。吉田總理大臣の人事に對しまして、はなはだ懸念とするところがあるものであります。

かような、檢察の實際慣行も檢察のやり方も知らないしろうとが法務総裁になつておりますことは、檢察當局にとつては、もつての幸ひでありまして、まるででくのぼうのやうに取扱つて、いろ／＼なことをやらぬとも限らぬ。やつておるとは申しませんが、やらぬとも限らぬのであります。(拍手)この意味におきまして、なお私は、實際福井法務総裁がどの程度に一体檢察當局と御協力なさり、どの程度の報告を受けているか、さうしてその責任はどういふふうにお負いなさるのであるかを質問いたす次第であります。

は、そのお答えをいたそうと思つてお
りまして、今日まで延びまして、はな
はだ申し訳ありません。福井検事総長
に對しまして、ただちにこの点をただ
しましたところが、福井検事総長の答
えには、在野時代、丸ビルの中に法律
の事務所を持つておつたことは事実で
ある、検事総長就任後も、丸ビルの所
有者との間に、そのまま賃貸借契約を
存続しておることも事実である、しか
し総長就任後、この場所を法律事務所
とつたことはない、ただ丸ビルの理髪
店へ理髪に行つたときに、私用のため
に、二回立寄つたことはあるとのこ
とであります。また福井事務所の表示
は、福井事務所と申しましたところ
で、ガラス戸に福井事務所と書いてあ
つたのださうであります。総長就任
と同時に抹消方を命じたのであります
が、それを後継者が抹消せずに忘れて
おつた、そこで、さつそく抹消をいた
させたさうであります。

「答弁にならぬ」「いつ抹消した
か」と呼び、その他発言する者多
し」

○議員(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) その同
じ旧事務所を池田克という弁護士に貸
し與へまして、弁護士事務所とつてい
るさうであります。それから、福井事
務所という名刺を使用している者があ
るということですが、その事実
もないさうであります。

「大したことをやない」「いや重大
問題だ」と呼び、その他発言する
者多し」

○議員(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 猪俣さ
んの御質問のごとく、かよりのことの
ために誤解を受けましたことは、はな
はだ遺憾でありまして、福井総長も、
この点につきましては、たいへん恐縮
しておられまして、今後十分に氣をつ
けるから誤解のないようにお願いした
いと、こういうことでもあります。私
も、今後かような誤解の起らぬよう
に、総長には厳に戒めておきました。

さらに法務総裁と検事総長との関係
についてお尋ねがありました。が、検察
廳法第十四條の規定によりまして、法
務総裁は検察事務につき、検事総長は
もちろん、全檢察官を一般的に指揮監
督はできるものであります。しかし、その
但書によりまして、個々の具体的取
調及びその処分については、法務総
裁は検事総長のみを指揮し得ること
になつております。すなわち、検事総長
を通じてのみ他の檢察官を指揮するこ
とができることになつてゐる次第であ
ります。従つて法務総裁は、檢察につ
きまして、一般的には、検事総長はも
ちろん、全檢察官を監督する権限があ
るのであります。この監督の権限の結
果をいたしまして、法務総裁はその責
任を負ふべきであります。

「発言する者多し」

○議員(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) また、
具体的の事実について一々報告がある
かどうかというお話ではありますが、あ
る場合にはあり、ある場合にはありま
せん。しかしながら、法務総裁が必要
と思ひますれば、必要に應じまして

報告を徴し得るのであります。もしま
た、命令に従わない検事総長なり檢察
官があらば、監督権を發動する
にやぶさかでないつもりであります。

「猪俣三君登壇」

○猪俣三君 報告がある場合もあ
り、ない場合もあるというやうな御答
弁でありましたが、ない場合があつ
て、どうして指揮監督なさるのであ
るか。検事総長あるいは檢察諸公が、ち
よつと都合の悪い場合に報告しない、
そういう場合は、そのまま報告しない
で済まされておるのであるか。報告
がないのかかわらず、檢察廳法は第
十四條で指揮監督を命じておる。指揮
監督権があるのかかわらず報告をさ
せない、かようなことは矛盾だと思
うのであります。報告をしないやうな
場合に、われ／＼は重大関心を持つて
いる。検事総長が都合の悪い場合に報
告しない、そういう場合に、ことに関
心を持つておられまして、さういふ一
般的なことに対して監督権あるのか
わらず、報告してもいい、しないでも
いいというやうな態度は、指揮監督権
とどういふ関係をもちつておられる
か、その点を明らかにしていただきた
いのであります。(拍手)

なおまた、私の質問に對しましてお
答へがないのは、今法務総裁もお認め
になりましたように、福井事務所なる
看板は確かに掲げてあつたというこ
とに相なるのであります。これがた
めに、東京弁護士会あたりの会員の
中には、いろ／＼なデマが飛んでゐるの
であります。まことに遺憾千万なこと
である。かようなことが検事総長の耳
に入らぬ道理はないのであります

が、おそらく私が法務委員会で質問し
てから、さういふ行為に移られたと考
えるのであります。が、かような長い
間、はなはだ遺憾なる態度をとつてお
られた。現に、この福井事務所に働
てゐるところの弁護士諸君に事件を依
頼した人は、こういうことを言つてい
ばつてゐるさうだ。われ／＼の事件を
依頼した弁護士は検事総長の事務所の
弁護士だ、お前たちのやうなひらの弁
護士とはちがうぞといつて、いば
つたといふのであります。(拍手)その
いばられた相手の弁護士が非常に憤慨
して、私に話してくれたのであります
。さういふ行為がありましたこと
は、法務総裁すでにお認めでありま
す。これが公務員法によりましての
いわゆる懲戒の事由になるかならぬ
か、この質問をしたに對しまして、御
返事がありません。なることすれば、い
かなる手続でなさるか、その点につ
いての御返答もないのであります。それ
を重ねて御質問いたします。

○國務大臣(殖田俊吉君) お答えいた
します。

「答弁無用」と呼び、その他発言す
る者多し」

○議員(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○國務大臣(殖田俊吉君)(続) 檢察
がある場合に報告し、ある場合に報
告しないと申しましたのは、私の言葉
が足りませんので、事の嚴重に應じま
して、重きものはむろん報告いたしま
す。輕いものは適當な段階においてお
のの処理するのは、これは行政廳の
職務の當然の結果であります。

また、福井検事総長の問題につきま
しては、私は猪俣議員から、こういう
お話を承つた、それが事実ではないと
思うが、しかしながら、こういう風評
があるものであるから十分に注意をし
てほしい、ということをよく申し傳へま
して、反省を促してゐるつもりであ
りまして、決してさういふことはい
ずでありますから、さう御承知を
願ひたいと思ひます。

「猪俣三君登壇」

○猪俣三君 今の御答弁は、さう
なことがないと思ふが、さういふや
うな前提の御答弁でありましたが、はな
はだこれは前の答弁と違つておるのであ
ります。前の答弁は、福井事務所なる
看板を掲げてあつたといふ御答弁であ
つた。そこで、さういふことが――前
に弁護士をやつておられ、後に検事
総長になつた方が、前と同じやうな福井
事務所なる看板を掲げてやつておつ
てゐるか。そこに堂々たる弁護士があ
るのか。それにかかわらず、なせ池田
という名称を用いず、福井弁護士とい
ふやうな福井事務所なる看板を撤去し
ないでゐるか。その撤去しなかつたこ
とに對して懲戒の事由が當てはまる
か。當てはまるのか。當てはまると
すれば、どのような手続をするのか、
かような御質問をいたしましたのに対
しまして、はなはだ顧みて他をいうや
うなことがありますが、もう少しはつ
きり御答弁願ひたいのであります。

○國務大臣(殖田俊吉君) 檢察官につ
きましては……。

「発言する者多し」

○議員(松岡駒吉君) 静肅に願いま
す。

○國務大臣(種田俊吉君)(続) 公務員法の適用はありません。これは檢察廳法の規定によつて統制されるものであります。

福井檢察總長の問題につきましては、ただいま申し上げた通りであります。

第一 司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

第二 少年法を改正する法律案の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案、日程第二、少年法を改正する法律案の一部を改正する法律案、右両法案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括議題といたします。委員長は報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第三條 皇宮護衛官は、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陵墓若しくは皇室用財産に関する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后若しくは皇太子の生命、身体若しくは財産に対する罪について、國家公安委員會の定めるところによ

り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

2 前項の規定による司法警察職員とその他の司法警察職員とは、その職務の執行に關し、互に協力しなければならない。

附則

この法律は、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)施行の日(昭和二十四年一月一日)から施行する。

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案

第一條 少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十九條 新法中「地方少年保護委員會」とあるのは、地方少年保護委員會又はこれに類似する機関が法律により設置される日まで、法務廳所管の「少年審判所」と読み替へるものとする。

2 この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律中少年の仮出獄、仮退院及び觀察に關する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に關する規定並びにこれらの規

定の実施について必要な規定(新法又は少年院法昭和二十三年法律第六十九号)中に相当する規定のあるものを除く。)は、前項の日まで、なお効力を有する。

第二條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第十條、第十二條及び第十三條第一項の規定により地方少年保護委員會又は地方成人保護委員會の行う職務は、地方少年保護委員會及び地方成人保護委員會又はこれらに類似する機関の設置に至るまで、法務總裁がこれを行う。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔高橋英吉君登壇〕

○高橋英吉君 ただいま議題と相なりました司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案は、皇宮護衛官に司法警察権を與えて、皇宮御所などにおける犯罪や、天皇、皇后、皇太子の生命、身体、財産に対する罪について、その犯罪の捜査をなされようとするものであります。しかして、皇宮護衛官を司法警察職員に指定しますことは、その職務の性質から見

て、十二月十一日、討論採決に入りまし

なるべく早い方が適當と認められますので、その應急措置法の一部を改正することにしたのであります。

さて、法務委員會においては、司法警察職員等指定應急措置法は、第三國会において通過したばかりであるのに、何ゆゑ早急に皇宮護衛官を指定するのかという質疑がありました。これに對して政府より、關係方面の要請によるといふ答弁があつたのであります。

かくて、十二月十一日討論採決の結果、この法案は全会一致で政府原案の通り可決された次第であります。

次に、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その要旨及び委員會における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

改正少年法によると、家庭裁判所は、少年に對する保護処分の一種として、地方少年保護委員會の觀察に付する処分をすることになつております。

しかるに、地方少年保護委員會を設置する法律案は、諸般の事情によつて、いまだ國會に提出されておられません。

それで、地方少年保護委員會が成立するまでの間、従来の少年審判所をもつてこれに充てようとするものであります。

それから少年院法においても、地方少年保護委員會及び地方成人保護委員會が予定されておりますが、前に申しました事情により、その法律案が提出されるまでの間、これらの委員會の行う職務を、暫定的に法務總裁に行はしめようとするものであります。

さて法務委員會においては、少年審判所の名称について質疑があつたのみで、十二月十一日、討論採決に入りまし

た。採決の結果、全会一致で政府原案の通り可決した次第であります。

右、両法案を一括して御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 両案を一括して採決いたします。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 公認會計士法の一部を改正する法律案(大上司君外四名提出)

○議長(松岡駒吉君) 本日の日程に掲載した第三は誤りでありますから、これを削除いたします。よつて日程第四は第三と訂正いたします。

日程第三、公認會計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長は報告を求めます。大藏委員長島村一郎君。

公認會計士法の一部を改正する法律案
公認會計士法の一部を改正する法律案

公認會計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

第五十七條第六項の次に第七項、第八項及び第九項として、次のように加ふる。

7 本法施行の際、現に引き続き三年以上計理士の業務に従事してい

た者は、第五條第二項の規定にか
かわらず、會計士補となる資格を
有する。

8 前項の資格を有する者が、會計
士補となるには、本法改正の日か
ら三箇月以内に、會計士補名簿に
會計士管理委員会規則をもつて定
める事項の登録を受けなければな
らない。

9 本法施行の際、現に引き続き計
理士の業務を十年以上行つていた
者は、會計士管理委員会規則の定
めるところにより、會計に関する
研究報告書又は意見書(レポート)
を會計士管理委員会に提出して、
特別公認會計士試験にかゝること
ができる。

公認會計士法の一部を改正する法律
案(大上君外四名提出)に関する報
告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○島村一郎君 たいだいま議題となりま
した、大上君外四名提出の公認會計
士法の一部を改正する法律案につ
きまして、大蔵委員会における審議の経過
並びに結果について概要御報告申し上
げます。

今回改正いたします要点は、次の二
点であります。すなわちその第一点
は、本法第四十七條及び第四十八條の
規定を昭和三十四年四月一日から施行
すること、また本法附屬法規の整備
不十分のため、これが施行を一年延期
するところであり、第二点は、
現に引続き三年以上計理士の業務に従
事いたしております者は會計士補と

なる資格を與え、同じく十年以上従事
した者については、會計に関する研究
報告書または意見書を會計士管理委員
会に提出して特別公認會計士試験にか
ゝることができるといふのでありま
す。

去る十一日、提案の説明を聴取し、
同日審議に入りましたが、本案の趣旨
は妥當と認め、ただちに討論を省略し
採決に入り、全会一致をもつて原案の
通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて本案は委員長の報告の
通り可決いたしました。

新聞出版用紙制当事務廳設置法附
則第三項の規定に基く同法の繼續に
對する國會の確證を求めるの件
(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわちこの
際、内閣提出、新聞出版用紙制当事務
廳設置法附則第三項の規定に基く同法
の繼續に對する國會の確證を求めるの
件を議題となし、委員長の報告を求
め、その審議を進められんことを望み
ます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

新聞出版用紙制当事務廳設置法附則
第三項の規定に基く同法の繼續に對す
る國會の確證を求めるの件を議題とい
たします。委員長の報告を求めます。
文部委員長圓谷光衛君。

新聞出版用紙制当事務廳設置法
附則第三項の規定に基く同法の
繼續に對する國會の確證を求め
るの件

新聞出版用紙制当事務廳設置法
(昭和二十三年法律第二百一十一号)附
則第三項の規定による國會の確證の
議決を求める。

新聞出版用紙制当事務廳設置法附則
第三項の規定に基く同法の繼續に對
する國會の確證を求めるの件(内閣
提出)に関する報告書
(都合により最終号の附録に掲載)

○圓谷光衛君 たいだいま議題となりま
した新聞出版用紙制当事務廳設置法附
則第三項の規定に基く同法の繼續に對
する國會の確證を求めるの件につ
きまして、文部委員会における審議の経過
並びに結果を簡単に御報告申し上げま
す。

本件は、昨十一日内閣から提出せら
れ、即日文部委員会に付託になりました
ので、当文部委員会に付託になりました
は、さつそく本日會議を開いて、主務
大臣以下政府委員の説明を聞き、慎重
に審議を重ねました。

まず、政府が本件の提出の理由とい
たしますところは、新聞及び出版の用
紙制を繼續するの必要の有無及び割
当制度の可否に關して國會に再審議の
機会を與えるために、政府はこの法律
を無修正で繼續させることについて、

毎通常國會の議決による確證を求める
手續をとる必要があるもので、これを提
出したといふのであります。

わが國現在の用紙の生産額は、昭和
十五年當時の二十一億二千一百万ポ
ンドに比へまして、現在は、わずかにそ
の四分の一弱の四億九千四百万ポ
ンド、そして新聞出版のためにまわされ
るものは、その半ばの、すなわち二億
一千七百万ポンドにすぎないのであり
ます。文化面においての必需資材であ
る用紙事情が、かようにきつうくつに
なりましたことは、まことに遺憾のき
わみであります。これすなわち、割
当の適正いかんが問題となるゆえんで
あります。

本案審議の際、委員側からは、われ
われが用紙制機構を合理化するため
に、第二國會において、しかも國家行
政組織法の実施に先がけて、新聞出
版用紙制當事務廳の設置に賛成いたし
たのにもかわらず、かんじんな設置
法第五條による割當審議會がまだ発
足しないのはどういふわけかとの質問
が出たのであります。現在におけ
る用紙制當繼續の必要性ないし割當制
度のやむを得ざることは、委員一同も
了承いたしました。討論採決の結果、
総員賛成をもつて本設置法案の繼續を
確證するに決定いたしましたのでありま
す。

右、御報告いたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしま
す。新聞出版用紙制當事務廳設置法は
繼續することを確證するに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつ
て本件は繼續を確證するに決しまし
た。

教育公務員特例法案(内閣提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわちこの
際、内閣提出、教育公務員特例法案を
議題となし、委員長の報告を求め、そ
の審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に
御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

教育公務員特例法案を議題といたし
ます。委員長の報告を求めます。文部
委員長圓谷光衛君。

教育公務員特例法案
教育公務員特例法
目次

第一章 總則(第一條—第十三
條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服
務(第十四條—第十八條)

第一節 大学の學長、教員及び
部局長(第十四條—第二十
二條)

第二節 大学以外の学校の校長
及び教員(第十三條—
第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育
職員(第十六條—第十
八條)

第三章 研修(第十九條—第二十
條)

第四章 雑則(第二十一條—第二十
二條)

附則(第二十三條—第三十四條)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校で、同法第二條に定める國立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ。)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教諭、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。))をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ。))をいう。

(身分)

第三條 國立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に関し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(轉任)

第五條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに当つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(降任及び免職)

第六條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任についても、また同様とする。

(休職の期間)

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休業を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九條 國立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(任命権者)

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退

職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十一條 國立大学の学長、教員及び部局長の服務については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第九十六條第一項の根本基準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

(勤務成績の評定)

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の学長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の國立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつては、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会の教育長(選考権者という。この條中以下同じ。))が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、國立学校にあつては、人事院、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会が作成する。

ては、人事院、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立学校にあつては人事院規則、公立学校にあつては都道府縣の教育委員会規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教員について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

(休職の期間及び効果)

第十四條 校長及び教員の休職の間は、結核性疾患のため長期の休業を要する場合の休職においては、満二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、俸給の全額を支給することができる。

(任命権者)

第十五條 公立学校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する学校を所管する教育委員会に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しちるし、不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。

但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替えるものとする。

第三節 教育長及び専門的教育職員

(採用及び昇任の方法)

第十六條 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員会、専門的教育職員については、当該教育委員会及び教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許状を有する者で、採用を願ひ出た者について、免許状の種類に應じ、都道府県の教育委員会が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

(教育長の退職)

第十七條 教育長は、教育委員会の承認を得て、任期中退職することができる。

(任命権者)

第十八條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員会に属する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修

(研修)

第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機関、立学校及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会(所轄廳といふ。以下同じ。)は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に關する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

(他の職務の從事)

第二十一條 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄廳において教育に關する他の職務に從事することが本務の遂行に支障がないと認める場合のほかは、給與を受け、又は

受けないで他の職務に從事してはならない。

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第二十二條 國立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに國立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、國家公務員法の規定に矛盾し、又は、い觸すると認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四條 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学の学長(教員の学部を置く大学にあつては總長。以下同じ。)、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に關する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の國立又は公立の学校の校長及び教員に關する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

(大学管理機関等の統轄)

第二十五條 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の區別に従つて読み替へるものとする。

一 第四條第一項については、学長にあつては「評議員(一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。)」及び部局長で構成する会議(協議会といふ。以下同じ。)、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四條第二項中学長の選考に關する部分、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学長」

三 第四條第二項中教員及び学部長以外の部局長の選考に關する部分については、教員にあつては「評議會(一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。)」の議に基き学長、学部長以外の部局長にあつては「評議會の議に基き学長」

四 第五條、第六條及び第九條については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議會」、部局長にあつては「学長」

五 第八條第二項については「評議會」

議會の議に基き学長

六 第十條については、「学長」

七 第十二條第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」(学部長以外の部局長にあつては「学長」)

八 第十九條第二項については、「文部大臣」

2 第十條中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共團體の長」と読み替へるものとする。

(従前の規定による休職者等の取扱)

第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

(公立大学の学長等の懲戒)

第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に關しては、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九條の規定を準用する。

(専門的教育職員の免許状の経過措置)

第二十九條 第二條第四項に規定す

る専門的教育職員の免許状を有することを必要とする者について、別に教育職員の免許に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

(この法律施行の際における學長等の職にある者の取扱)

第三十條 この法律施行の際、現に國立學校の學長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ學長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。

第三十一條 この法律施行の際、現に公立學校の學長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相當する給料をもつて、この法律による当該地方公共團體の公務員に任用され、引き続き現にある職に相當する職についたものとする。

(恩給法の適用)

第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の學校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤務するものとみなし、當分の間、これに同法の規定を適用する。

(公立學校の學長等に関する特別規定)

第三十三條 この法律若しくはこれ

に基く命令又は他の法律に特別の規定があるものを除くほか、公立學校の學長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共團體の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、國立學校の學長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の規定をすることができ

(他の法律の改廃)

第三十四條 教育委員會法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十五條を削る。

教育公務員特例法案(内閣提出)に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

(圓谷光衛君登壇)

○圓谷光衛君 ただいま上程に相なりました教育公務員特例法案に關しまして、この法案の概要並びに委員會における審査の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十二月八日、内閣から本院に提出され、文部委員會に付託となつたものであります。全文三十四條からなる法案であります。元來、學校教員の職務と責任はきわめて特殊性の上に立つておりました。さきに定められました國家公務員法の規定を適用することだけでは不十分でありますので、國家公務員法附則第十三條の規定に基きまして、この特例法案が立案されたのであります。

本法案の目的は、目下わが國において最も重要な教育の任にある教員の

任免の公正及び身分と地位を確立することにあり得るものであります。

次に本案の適用範囲であります。これは國立及び公立の幼稚園から大学までの學長、校長、教員及び部局長並びに教育委員會の教育長及び専門的教育職員であります。

さらに、本案の特例として規定いたしました主要な点は次の通りであります。その第一は、教員の採用及び昇任に關しては競争試験によらず、公正な選考によつて行ふことであり、第二は、教員の研究と修養に關して一定の保障を與えておくことであり、第三は、學問の自由と自治を尊重しておることであり、第四は、教員の結核性疾患による休業の保障をしておることあります。

本法案は、きわめて重大なものであります。文部委員會といたしましては、法案の趣旨を尊重いたし、慎重審議を重ねました結果、二点に修正を加えてこれを成立させようということに意見の一致を見たのであります。

修正点の第一は、大学以外の學校の校長及び教員が結核性疾患のため長期の休業を要する場合の休職においては、二年となつており、その休職の期間中、原案では「俸給の全額を支給することである」とあるのを、「給與の全額を支給する」と改めたのであります。第二は、原案第三十三條中「國立學校の學長、校長、教員又は部局長の例に準じ」という二十一文字を削除いたしましたのであります。

よつて、それらの二点を含む修正案並びに原案について討論を開始し、民主自由党水谷昇君、社会党田淵実夫

君、民主党伊藤恭一君、國民協同党大島多藏君、新自由党久保猛夫君からそれぞれ賛意を寄せられ、次いで採決いたしました結果、修正案において全一致をもつて可決いたしました。次に、修正部分を除く原案について採決の結果、これもまた修正部分を除く原案通り全一致をもつて可決、かくて本法案は修正議決いたしましたのであります。なお詳細は速記録によつて御了承願ひたいと思ひます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議員(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議員(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

○今村忠助君 この際暫時休憩されんことを望みます。

○議員(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議員(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてこの際暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後七時二十八分開議

○議員(松岡駒吉君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの

際、議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議員(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議員(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件を議題といたします。委員長報告を求めます。議院運営委員長山口喜久一郎君。

議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件に關する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

○山口喜久一郎君登壇

○山口喜久一郎君 ただいま議題となりました議員田中角榮君の逮捕について許諾を求めるの件につきまして、議院運営委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。本件は、田中角榮君が衆議院議員なるところ、昭和二十二年九月四日ごろ、福岡縣直方市宇中泉において採炭業を営む木曾重義より、当時第一回國會に上程せられていた臨時石炭鉱業管理法案審議に際し、同法案の通過に反対せられたき旨の請託の趣旨のもとに、東京都千代田区飯田町二丁目二十番地田中土建株式會社において金百万円の交付を受け、もつて職務に關し賄賂を收受したという被疑事實に基いて、去る十二月七日、内閣より同君の逮捕について許諾を求められたものであります。同日、本委員會に付託さ

れたのであります。

委員会におきましては、本月八日秘密会を開きまして、殖田法務総裁及び木内検務長官より本件の説明を詳細に聞き、さらに九日、田中角榮君の出席を求め、同じく秘密会において同君の弁明を聞いた次第であります。その内容につきましては、秘密会のことありますから、ここに申し上げることを差控えますが、ただ委員会といたしましては、新憲法下における国会の地位と議員の職責にかんがみ、会期中における議員逮捕の問題の重要性と、最近のたび重なる逮捕要求の事実とに照して、あくまで慎重な態度をもつて檢察当局にたすけをばたし、また本人の弁明をも十分承りまして、委員会の態度を決するため万遺憾なきを期し、これが審議に当つたのであります。

かくして、大體論議も盡きましたので、本日午後の議院運営委員会におきまして、討論を省略してただちに採決に入りました。その結果、多数をもつて本件は許諾を與へべきものと決した次第であります。

以上、簡單ではありまするが、委員会の経過及び結果について御報告申し上げる次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。田中角榮君の逮捕について許諾を與へるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
〔定足数が足らぬ〕と呼び、その他発言する者多し。
○議長(松岡駒吉君) この際暫時休憩いたします。

午後七時三十三分休憩

午後九時三十一分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

田中角榮君の逮捕につき許諾を求めの件について、あらためて採決いたします。田中角榮君逮捕について許諾を與へるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて田中角榮君逮捕について本院は許諾を與へるに決しました。(拍手)

議員外崎千代吉君懲罰事犯の件
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、議員外崎千代吉君懲罰事犯の件を議題となし、委員長に報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられし

議員外崎千代吉君懲罰事犯の件を議題といたします。外崎千代吉君の退席を求めます。懲罰委員長に報告を求めます。懲罰委員長明禮輝三郎君。

議員外崎千代吉君懲罰事犯の件
(田中織之進君提出)に関する報告書

昭和二十三年十二月十一日の議場における議員外崎千代吉君の発言は不穩当なるものと認め同君に對し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと議決した。

右陳謝文案を添え報告する。

昭和二十三年十二月十二日
懲罰委員長 明禮輝三郎
衆議院議長松岡駒吉殿
陳謝文案

私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきまして政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案に對する討論中個々の議員の名譽に關し或は公堂の面目に關し不用意の内に議員として穩當を欠き議員自らを侮辱するが如き發言をいたしましたことは議員の職分に顧みて慚愧の至りに堪えません。

謹んで誠意を以ちまして、衷心より陳謝いたします。

〔明禮輝三郎君登壇〕
○明禮輝三郎君 ただいま議題となり

ました議員外崎千代吉君懲罰事犯の件につきまして、懲罰委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は、昨十一日、田中織之進君提出の懲罰動議可決の結果、懲罰委員会の審査に付せられたのであります。懲罰委員会におきましては、本日委員会を開きまして、まず動議の提出者である田中織之進君から提出の趣旨の説明を聞き、次いで事犯者外崎千代吉君の出席を求めて一身上の弁明を求め、委員諸君より種々これに對して質疑がなされました。

しかして委員会は、協議のため暫時休憩し、四時十五分再開いたしました。園田直君より、議員外崎千代吉君に對し、國會議法第二百二十二條第二号に對し、公開議場における陳謝を命ずべしとの動議が提出せられ、これに對して討論が行われたのであります。田中健吉君からは、外崎君の發言は決して個々の議員や、また各政党内に對する侮辱の意思からではなく、現下のいろいろな事件等を憂うる愛國の至情から出たものであり、かつ一度取消しをしていふ点等より見て懲罰に反對の意見が述べられ、また石井繁丸君より賛成の各派を代表して、議員の發言は憲法に保障されているだけに、特にその發言は議員みずから最も慎重に責任をもつてなされなければならぬにかかわらず、最近やもすれば、議員の發言にして議院の品位を汚し、尊嚴を傷つてゐる感じがするは、きわめて遺憾である、外崎君の發言は、議員の名譽を傷つけ、天下の公堂を誹謗し、議院みずからを蔑視するものであつて、きわめて不穩當の發言であり、議院の尊嚴を守るためにも看過すべきではないと理由から、賛成の意見を述べられました。

しかして採決の結果、多数をもちまして、園田直君提出の動議のごとく、議員外崎千代吉君に對し國會議法第二百二十二條第二号により公開議場における陳謝を命ずべきものと決した次第であります。

今、委員会において起草いたしました陳謝文案を朗讀いたします。

陳謝文案
私こと昭和二十三年十二月十一日の本會議におきまして政、財、官界の徹底的肅正に関する決議案に對する討論中個々の議員の名譽に關し或は公堂の面目に關し不用意の内に議員として穩當を欠き議員自らを侮辱

するが如き發言をいたしましたことは議員の職分に顧みて慚愧の至りに堪えません。

謹んで誠意を以ちまして衷心より陳謝いたします。

以上簡單ながら、懲罰委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 本件につき採決いたします。議員外崎千代吉君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。(発言する者多し)よつて議員外崎千代吉君懲罰事犯の件は委員長報告の通り議決いたしました。外崎千代吉君の入場を許します。

ただいまの議決に基き宣告いたしました。外崎千代吉君に對し、國會議法第二百二十二條第二号により、公開の議場における陳謝を命ずべきものと議決いたしました。よつて、外崎千代吉君に對し陳謝の意を表することを命ずるのであります。外崎君は出席いたしました。外崎君は、適當の機会に議長よりこれを命じます。

○議長(松岡駒吉君) ただいま酒井俊雄君より、議事進行について發言を求められております。これを許します。酒井俊雄君。

〔現在何人おるか〕と呼ぶ者あり。
○議長(松岡駒吉君) 先ほどの定数によつて議員田中君のものを決定いたしました。そのまゝの人員であります。(拍手)

〔酒井俊雄君登壇〕
○酒井俊雄君 私は、國民協同党を代

表いたしました。議事進行に關し発言をいたします。

國會は、さきに國家公務員法を通過させました。この公務員法とまつた不可分の關係にありする予算の審議が現在委員會において行われつつありますが、この重要な場面を控えて、總理大臣の姿の見えないのは、まことに遺憾至極でございます。(拍手)聞くと、今日よれば、本日不当財産取引調査特別委員會の席へ出まして、例の百万円事件について調査を受け、(発言する者多し)宣誓をしたのかかわらず、調印をも忘れて、倉皇としてその部屋を去つたといふことでございませう。(拍手)かくのごときことが事実なりとすれば、實に一國の總理として、ゆゆしき大問題だと思ふ。(拍手)

この予算審議にあたりましては、われわれは眞に懸命な努力を続けつつあるものでございます。單にそればかりではございせん。各委員會の狀態などを見ましても、まつたく與黨の出席は寥々たるものでございます。(拍手)それのみならず、政府委員の怠慢たるや、實に目に余るものがあると思ふのでございます。(拍手)これらの責任は、一体だれが負うべきか。(発言する者多し)現に、この明日に迫つた重大なる案件、予算の審議にあたりまして、首相が欠席しておるといふようなことで、どうしてこの緊急に迫つた問題が完結することがございませうか。(拍手)しかも總理大臣の施政演説に対する質問も、なお数人残つておる現在、まつたくその不誠意をわれわれは認めざるを得ないのでございませう。(拍手)はたして明日總理大臣が

出席するやいなや、こうした点について、政府に特に私は答弁を願ひたいと思ふのでございます。

ことに與黨に對しましては、國民全部が——の目をもつて見ておる今日であります。(拍手、発言する者多し)わけでも——までかけて見ておる今日であります。こうした場合におきましては、その潔癖を示すためにも、首相は欠席すべきでないと思はれるものであります。(拍手)かかる場合に欠席することが、怪しまれてもしかたのない一つの事實だと私は信ずるものであります。(拍手、発言する者多し)以上私は、議事進行に關して発言をいたし並びに政府の答弁を求めたいと思ひます。(拍手)

「懲罰々々」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) ただいまの酒井君の発言中、——云々並びに與黨——云々の言葉は不穩当と思ひますから、(発言する者多し)お取消しになつてはいかがでありますか。

「発言する者多し、議場騒然」

○議長(松岡駒吉君) 酒井君、酒井君……

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 靜かにしてください。酒井君、酒井君……

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) ただいまの趣旨が徹底しないでは困りますから、靜かに願ひます。——酒井君、酒井君、ただいまの発言中、——云々並びに與黨——云々の言葉は不穩当と思ひますから、お取消しになつてはいかがでありますか。

「酒井俊雄君登壇」

○酒井俊雄君 私……

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 靜かに願ひます。

○酒井俊雄君(續) 信念をもつて申し上げました。取消ししません。(拍手)

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 議長は速記録を取調べの上、不穩当な点がありますならば、取消しを命ずることといたします。

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 酒井君の発言はお聞きの通りであります。政府から発言があれば、この際承ります。

「答弁無用」と呼び、その他発言する者多し

「國務大臣林義治君登壇」

○國務大臣(林義治君) ただいま吉田總理大臣の出席の問題につきましてお話をあつたのでありますが、今朝來議會に出席をいたしておりましたが、夕刻に及びまして、発熱のために遂に欠席を余儀なくせられたわけでありませう。今日——に臨みまして、きわめて重大なる時期であるといふことは、万々承知をいたしております。しかしながら、遂に発熱のために、今日……

「発言する者多し」

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(林義治君)(續) 出席できなかつたといふことに對して、まことに遺憾には存じますけれども、ただいま申し上げましたような事情でありますから、とくと御了承をお願いいたします。

たしたいと考えます。

「取消せ」と呼び、その他発言する者多し

「國務大臣林義治君登壇」

○國務大臣(林義治君) ただいま——であるといふことを申し上げたといふことに對しましては、私は取消しをいたします。(拍手)

「酒井俊雄君……(聴取不能)」

○議長(松岡駒吉君) 酒井俊雄君。

「議事進行に再質問があるか」と呼び、議場騒然

○酒井俊雄君登壇

「酒井俊雄君」……発言に注意してください。

○議長(松岡駒吉君)……発言に注意してください。

「議長どうした」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然

○酒井俊雄君 議長の許可を得た。——許可を得た。——許可を得た。

「発言する者多し、議場騒然」

○議長(松岡駒吉君)……酒井君、酒井君、ちよつと。——取消しのためでないならば許可できないのです。取消し……

「発言する者多し、議場騒然、聴取不能」

○議長(松岡駒吉君) 取消しを——取消しをすると思つて許した。弁明はこの際許しません。

○酒井俊雄君(續) 許可を得た。

○議長(松岡駒吉君) それでは降壇を命じます。——酒井君の降壇を命じます。

「おりのな」と呼び、その他発言する者多し、議場騒然

○議長(松岡駒吉君) 酒井君の降壇を命じます。取消しを命じたのに服すなら……

「おりのな」やれ／＼と呼び、その他発言する者多し、議場騒然、聴取不能

○議長(松岡駒吉君) 降壇を命じます。

「議長が降壇を命じているではないか」と呼び、その他発言する者多し

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

「酒井俊雄君降壇」

○議長(松岡駒吉君) 議長は酒井君に對し取消しを命じたのでありますから、その取消しのための発言を求められたものとして許したのであります。が、その取消しではないことがわかりましたので、降壇を命じたわけでありませう。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(権熊三郎君外六十七名提出)

(委員會審査省略要求事件)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、権熊三郎君外六十七名提出、選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、提出者の要求の通り委員會の審査を省略してこの際上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

します。提出者の趣旨を許します。
椎熊三郎君。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十三年法律第九十六号の「船舶又はそれに改める。」

「船舶又はそれに改める。」

「船舶又はそれに改める。」

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

〔椎熊三郎君登壇〕

〇椎熊三郎君 たいだいま議題となりました選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の内容を御説明申し上げます。

これは、ごく簡単なことでありますけれども、われ／＼のように、北海道、東北等の積雪の中で選挙運動をする者にとつては、まことに重大な問題でございます。そこで、各派有志の方々の御賛成を得まして、この極寒の最中でも、暖かい地方の方々と同様な、平等な意味における選挙をやりたい。これが改正の趣旨であります。

そこで、この選挙運動等の臨時特例に関する法律の第二十條に「選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない」と規定してあります。ところが、この規定があります。

官報号外

昭和二十三年十二月十三日

衆議院會議録第十号

行政機関に置かれる職員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案

一一一

その第二号に「第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん」

これは自動車一台に限りまして、その自動車の周囲に張札をしたり、ちようちんをつけたりすることが許されているのであります。ところが、東北、北海道においては、寒中になると、あの積雪では自動車の運行は停止せられます。よつて、わが北海道などでは、自動車を選挙運動に使うことができない。交通機関は何によるか、諸君にはあまり御存じない方も多いかもしれませんが、私などは馬そりなどを使用するのでございます。その馬そりを、自動車一台と同じように、馬そりのわきに張札をしたり、ちようちんをつけたりすることを御許し願いたい、こういう趣旨でございます。ところが、この法律によりましますと、馬そりには制限がない。何台使つてもよろしい。何台使つてもよろしいのだが、ピラやちようちんをつける馬そりは、自動車同様、一台に限らなければならない、こういう趣旨でございます。

そこで改正の要点は「わかつた、わかつた」と呼ぶ者あり「ゆつくり聞いてください、大事なことなんですから」選挙運動等の臨時特例に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。第二十條第二号中「又は船舶」という字があります。それを「船舶又はそれに改める」と改めるのであります。もう一つの点は、第二十二條第五項中の「船舶」という文字の下に「並びにそれ（議員候補者一人について、同時に一台に限る。）」という文字を入れるのであります。

法律の改正は、ただ単にこれだけのことでございますが、附則には「この法律は、次の総選挙から、これを施行する。」となつておりまして、やがて総選挙が近く行われるのでございませう。烈風寒氣凜冽の中において、骨を削るような総選挙をやる、北海道などのわれ／＼候補者の状態に御同情くださいまして、暖かい土地の人々も満場一致をもつて御賛同をお願いしたいのであります。（拍手）

〇議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。（拍手）

行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案（内閣提出）

〇今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案を議題となし、委員長に報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

〇議長（松岡駒吉君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
〇議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告

を求めます。内閣委員長小川原政信君。

行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案

行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案

（目的）

第一條 この法律は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）が施行されるまでの間における各行政機関の職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もつて國家行政組織の規模の適正化に資することを目的とする。

（定義）
第二條 この法律で「行政機関」とは、総理府、法務廳及び各省並びにこれらの外局（特別調達廳を含む。）をいう。

2 この法律で「職員」とは、一切の官吏、一切の官吏の待遇を受ける者（官吏と同格の者を含む。）及びその他の一切の者で、常時政府の勤務に服するものをいう。

（定員の設置又は増加）
第三條 昭和二十四年一月一日以後においては、法律によらなければ、各行政機関の職員の定員を設け、又は増加することはできない。但し、昭和二十三年十二月三十一日までに、その定員の設置又は増加について、國會により予算上の措置がとられているものについては、この限りでない。

（法令で定員が定められていない職員の場合）
第四條 各行政機関に置かれる職員のうち法令（法律により、規則その他の特別の命令でその定員を定めることのできる場合においてはその命令を含む。以下同じ。）で定員が定められていない者については、昭和二十三年十二月三十一日までに、予算の範囲内において、法令でそれらの定員を定めて置かなければならない。

第四條 各行政機関に置かれる職員のうち法令（法律により、規則その他の特別の命令でその定員を定めることのできる場合においてはその命令を含む。以下同じ。）で定員が定められていない者については、昭和二十三年十二月三十一日までに、予算の範囲内において、法令でそれらの定員を定めて置かなければならない。

（在職職員数の報告）
第五條 各行政機関の長は、毎月当該行政機関に在職する職員の数、行政管理廳長官に報告しなければならない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の規定は、國家行政組織法が施行される日に、その効力を失う。但し、第五條については、この限りでない。

行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〇小川原政信君 たいだいま議題となりました、行政機関に置かれる職員の定員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

國家行政組織法によりましますと、各行政機関に置かれる職員の定員は法律をもつて定めることになつておりますが、第三國會における同法中一部改正

によりまして、その施行期日が明年四月一日に延期されました結果、それまでの間は政令をもつて規定し得ることになつておるのでございます。しかるに、最近における職員の増加は相當著しいものがございまして、積極的な行政整理を行うに先だつて、とりあえず職員の増加を抑制することが目下の急務であり、国家行政組織法の施行以前においても法律によらなければ定員を増加することのできないようにするといふのが、本法案の提案の趣旨であります。

國家行政組織法の定める行政機関、すなわち國會の職員、裁判所の職員、会計検査院の職員等を除いた各行政機関の職員は、すべて本年十二月三十一日現在をもつてその数を抑え、一月一日以後の定員の設置または増加は法律によらなければならぬ旨の規定及びこれに付随する若干の規定をその内容とするものであります。

本法案は、去る九日、本委員会に付託されましたが、委員会は、政府當局との間に質疑應答を重ねました後討論に入り、民主自由党より山本猛夫君、社会党より田中稔男君、民主党より小坂善太郎君、國民協同党より大島多蔵君、労働者農民党より黒田壽男君、農民党より北二郎君の、いずれも本案に対する賛成演説が述べられ、満場一致可決を見たのであります。賛成に際して述べられました希望意見は、必ずしも一様ではありませんが、大体において、慎重なる用意のもとに合理的な行政整理を断行し、もつて行政効率の発揚をはかることが望まれた次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
刑事訴訟法施行法案(内閣提出、参議院送付)
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
罰金等臨時措置法案(内閣提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案及び罰金等臨時措置法案の四案を一括して議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案、刑事訴訟法施行法案、罰金等臨時措置法案、右四案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中 「判事 簡易裁判所判事 専任 八百六十七人」を「判事 判事補 六百四十五人」を「判事 判事補 六百四十五人」に改める。

第四條中 「専任五人 専任七百五十九人 二級を専任六百三十九人 三級」を「専任五百五十一人 二級を専任五百五十一人 三級」に改める。

第五條中 「専任四人 二級を専任三十七人 三級」を「専任三十七人 三級」に改める。

附則
この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。

第一條 この法律において、「新法」とは、刑事訴訟法を改正する法律(昭和二十三年法律第三十一号)による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法(大正十一年法律第七十五号)をいい、「應急措置法」とは、日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)をいふ。

第二條 新法施行前に公訴の提起があつた事件については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第三條 前條の事件については、前條の規定にかかわらず、新法第五十三條の規定を適用する。但し、新法施行前に終結した被告事件の訴訟記録については、その保存状態、閲覧のための設備その他の事情によりこれを閲覧させることが著しく困難なときは、新法施行後六箇月間に限り、その閲覧を許さないことができる。

第四條 新法施行の際まだ公訴が提起されてない事件については、新法を適用する。但し、新法施行前に旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 前條の事件について、被告人からあらかじめ書面で弁護人を必要としないう旨の申出があつたときは、簡易裁判所においては、新

法施行の日から一年間は、新法第二百八十九條の規定にかかわらず、弁護人がなくても開廷することができる。

第六條 第四條の事件について、新法施行前から進行を始めた法定の期間及び訴訟行為をなすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所所在地との距離に従つて法定の期間に加えるべき期間については、新法施行後も、なお旧法及び應急措置法による。

第七條 第四條の事件について、新法施行前に旧法により過料に処すべき行為をした者の処罰については、新法施行後も、なお旧法による。

第八條 新法施行前に旧法第二百五十五條の規定により裁判官の命じた鑑定については、新法施行後も、なお旧法による。

第九條 新法施行前に公訴を提起しない処分をした事件については、新法第二百六十二條第二項中「第二百六十條の通知を受けた日から七日以内」とあるのは、「新法施行の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。

おさるべきである。

第十一條 新法第五十三條第四項の規定による訴訟記録閲覧の手数料は、当分の間、一件につき一回十円とする。

2 前條第二項の規定は、前項の手数料に準用する。

第十二條 新法施行の際現に係属している私訴については、民事訴訟法を適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第十三條 この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属している事件の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。

第十四條 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百一十一條ノ二（參議院議員選挙法（昭和二十二年法律第十一号）第七十五條において例による場合並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八條第三項及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十六條において準用する場合を含む。）の適用については、旧法中私訴に關する規定は、新法施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法第五百六十九條及び第五百九十五條中に引用されている旧法の規定で、これに相當する新法の規定のあるものは、新法の規定が引用されているものとす

る。

第十五條 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）の一部を次の

官報号外 昭和二十三年十二月十三日 衆議院會議録第十号 裁判所職員の定員に關する法律の一部を改正する法律案外三件

ように改正する。

第一條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審又は」を削り、同條に次の一号を加える。

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、旅費、宿泊料及報酬

第二條中「豫審判事、受託判事又ハ裁判所を」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第三條第一項中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所を」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條第二項を次のように改める。

鑑定料、通譯料、翻譯料及鑑定人、通譯人又ハ翻譯人ニ對シ辨償スヘキ立替金ノ額ハ裁判所又ハ受託裁判官ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第四條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所を」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改める。

第五條中「及通事ノ止宿料」を「通譯人及翻譯人ノ宿泊料」に、「豫審判事、受託判事又ハ裁判所を」を「裁判所又ハ受託裁判官」に改め、同條中「及通事」を「通譯人及翻譯人」に、「止宿料」を「宿泊料」に改め、「豫審ニ付テハ其ノ終結前公判ニ付テハ」を削る。

第七條を次のように改める。

規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、旅費及宿泊料ニ付テハ第三

條乃至前條ノ規定ヲ準用ス但シ辯護人カ期日ニ出頭シ又ハ取調若ハ處分ニ立會ヒタル場合ニ限ル

同法第三十八條ノ規定ニヨリ辯護人ニ給スヘキ報酬ノ額ハ裁判所ノ相當ト認ムル所ニ依ル

第十六條 訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「刑事訴訟費用法第三條及び」を「刑事訴訟費用法第四條の下に（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）を加え」民事訴訟費用法第十二條及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ止宿料（同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）に改める。

第十七條 司法警察事務上巡查に於て警部代理方（明治十四年司法省布達甲第五号）及び裁判官渡の膳本等を求むる者費用上納額（明治十四年司法省布達甲第七号）は、廃止する。

附則 この法律は、刑事訴訟法を改正する法律施行の日（昭和二十四年一月一日）から施行する。

刑事訴訟法施行法案 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年十二月十二日 參議院議長 松平 恒雄 衆議院議長 松岡陶吉殿

刑事訴訟法施行法案（内閣提出、參議院送付）に關する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

裁判所法の一部を改正する等の法律案

裁判所法の一部を改正する等の法律案

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 簡易裁判所」を「第三章 家庭裁判所」に改める。

第二條中「及び簡易裁判所」を「家庭裁判所及び簡易裁判所」に改める。

第十條第一号中「判斷する」とき。の下に「意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く。」を加える。

第十三條中「事務局」を「事務總局」に改める。

第十四條の二（圖書館） 最高裁判所に裁判所圖書館を置く。

第十六條第一号から第三号までを次のように改める。

一 地方裁判所の第一審判決、家庭裁判所の判決及び簡易裁判所の刑事に關する判決に対する控訴

二 第七條第二号の抗告を除いて、地方裁判所及び家庭裁判

所の決定及び命令並びに簡易裁判所の刑事に關する決定及び命令に對する抗告

三 刑事に關するものを除いて、地方裁判所の第二審判決及び簡易裁判所の判決に對する上告

第十九條中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を次のように改める。

二 第十六條第一号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に對する控訴

三 第七條第二号及び第十六條第二号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に對する抗告

第二十八條中「他の地方裁判所」の下に「家庭裁判所又はその高等裁判所」を加える。

第三編第三章を第四章とし、第三十一條の次に、次の一章を加える。

第三章 家庭裁判所 第三十一條の二（構成） 各家庭裁判所は、相應な員数の判事及び判事補でこれを構成する。

第三十一條の三（裁判權その他の權限） 家庭裁判所は、左の權限を有する。

一 家事審判法が定める家庭に關する事件の審判及び調停

二 少年法で定める少年の保護事件の審判

三 少年法第三十七條第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審の裁判

家庭裁判所は禁錮以上の刑

を科することができない。

家庭裁判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に定める権限を有する。

第三十一條の四（一人制・合議制）

家庭裁判所は、審判又は裁判を行うときは、一人の裁判官でその事件を取り扱う。但し、他の法律において裁判官の合議体で取り扱うべきものと定められたときは、その定に従う。

前項但書の合議体の裁判官の員数は、三人とし、そのうち一人を裁判長とする。

第三十一條の五（地方裁判所の規定の準用） 第二十七條乃至第三十一條の規定は、家庭裁判所にこれを準用する。

第三十三條第一項第二号中「未遂罪に係る訴訟」の下に「第三十一條の三第一項第三号の訴訟を除く。」を加える。

第四十一條第二項中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第四十二條第一項第五号を次のように改める。

五 裁判所調査官又は司法研修所教官

第四十四條第一項第四号中「法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官」を「法務廳事務官又は法務廳教官」に改める。

第五十條中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

第五十三條第三項中「事務局」を

「事務局」に改める。

第五十四條中「最高裁判所長官秘書官」を「（最高裁判所の裁判官の秘書官）」に改め、同條第一項中「最高裁判所長官秘書官一人」の下に「及び最高裁判所判事秘書官十人」を加え、同條第二項中「最高裁判所長官秘書官の下に」及び「最高裁判所判事秘書官」を加え、同條第三項中「最高裁判所長官の下に」最高裁判所判事秘書官は、最高裁判所の」を加える。

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二（裁判所図書館長） 最高裁判所に裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて裁判所図書館の事務を掌理し、裁判所図書館の職員を指揮監督する。

第五十六條の三（高等裁判所長官秘書官） 各高等裁判所に高等裁判所長官秘書官各一人を置く。

高等裁判所長官秘書官は、二級とする。

高等裁判所長官秘書官は、高等裁判所長官の命を受けて、機密に関する事務を掌る。

第五十九條第一項中「各高等裁判所及び各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所」に改め、同條第二項中「各地方裁判所長」の下に「各家庭裁判所事務局長は、各家庭裁判所長の」を加える。

第六十條第一項中「各高等裁判所又は各地方裁判所が、」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が、」に改める。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二（裁判所司書官） 最高裁判所に裁判所司書官を置き、二級の裁判所事務官の中から、最高裁判所がこれを補する。

裁判所司書官は、上司の命を受けて裁判所の圖書の管理を掌る。

第六十一條の次に次の一條を加える。

第六十一條の二（少年保護司） 各家庭裁判所に少年保護司を置き、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。

少年保護司は、第三十一條の三第一項第二号の審判に必要な調査その他少年法で定める事務を掌る。

最高裁判所は、少年保護司の中から、上席少年保護司を命じ、調査事務の監督、地方少年保護委員会その他の機関との連絡調整等の事務を掌らせることができる。

少年保護司は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十三條第一項を次のように改める。

各裁判所に廷吏を置く、廷吏は、別に法律で定める員数を限り、三級とすることができる。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條（任免・敘級） 最高裁判官以外の裁判所の職員は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行う。

第六十五條中「事務局長又は裁判所書記を事務局長、裁判所書記又は少年保護司に改め、」裁判所技官の下に「少年保護司たるものを除く。」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第六十四條を次のように改める。

第六十四條（任免・敘級） 最高裁判官以外の裁判所の職員は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行う。

第六十五條中「事務局長又は裁判所書記を事務局長、裁判所書記又は少年保護司に改め、」裁判所技官の下に「少年保護司たるものを除く。」を加え、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改める。

第八十條中第四号を第五号とし、同條に第四号として次の一号を加える。

四 各家庭裁判所は、その家庭裁判所の職員を監督する。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律（昭和二十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「地方裁判所及び簡易裁判所」を「地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に」改める。

第十四條第一項中「法官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、」を「法官及び減俸は、一級のもの及び」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所に」改め、

裁判所又は各家庭裁判所に改め、

同項第二号の次に第二号の二として次の一号を加える。

二の二 最高裁判所判事秘書官 第十四條第一項第三号の次に第三号の二として次の一号を加える。

三の二 高等裁判所長官秘書官 第十四條第三項中「第一項」を「前項」に、「各高等裁判所又は各地方裁判所」を「各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所」に改め、同條第二項を削る。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「同法第二十九條第三項」の下に「（同法第三十一條の五で準用する場合を含む。）」を、「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 裁判所構成法による司法官試験補たる資格を有し、滿洲國の學習法官、高等官試験補又は前條に掲げる滿洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を得たものとみなして、前條の規定を準用する。

第四條 裁判所職員に定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四條中「專任四千六百九十八人三級」を「專任四千五百五十一人三級」に改める。

級に改める。

第五條の次に次の一條を加える。

第六條 三級の廷吏の員数は、專任五十八人とする。

第五條 檢察廳法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

地方檢察廳は、各家庭裁判所に、それぞれ對應するものとする。

第十九條第一項第三号中「少年審判官、」を削る。

第三十八條中「司法省参事官、」の下に「少年審判官、」を加える。

第六條 法務廳設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第五項第二号及び第三号並びに第十五條第二項及び第三項中「少年裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三條但書を削る。

第八條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 家庭裁判所において、こ

の法律に定める事項を取り扱う裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参與員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会が行う。前項但書の規定は、調停にこれを準用する。

第十條第二項及び第二十二條第二項第一号中「地方裁判所」を「家庭裁判所」に改める。

第九條 左に掲げる法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改める。

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）

兒童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

人事訴訟手續法（明治三十一年法律第十三号）

精神病者監護法（明治三十三年法律第三十八号）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

附則

第十條 この法律は、昭和二十四年一月一日から施行する。但し、裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、第六十條の二、判事補の職権の特例等に関する法律第二條の二及び裁判所職員の定員に関する法律第六條の規定並びに裁判所法第十條、第六十三條第一項及び裁

判所職員の定員に関する法律第四條を改正する規定は、この法律公布の日から施行する。

第十一條 第二條中裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條を改正する規定は、この法律施行前に公訴の提起があつた事件については適用しない。

2 前項の規定については、改正前の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十二條 この法律施行前における少年審判官の在職は、この法律による改正後の裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、裁判所調査官の在職とみなす。

第十三條 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六十三條第二項の家庭裁判所は、同法施行の際事件が係属する少年審判所の所在地を管轄する家庭裁判所とする。

第十四條 この法律施行の際現に家事審判所に係属している事件及びこの法律による改正前の家事審判法（以下旧家事審判法という。）第四條の規定によつて地方裁判所に係属している事件は、この法律施行の日、その家事審判所又は地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所に係属したものとみなす。

2 家事審判所の審判に関する抗告事件及び旧家事審判法第四條の規定による抗告事件でこの法律施行の際現に抗告裁判所に係属しているものは、家庭裁判所の審判に関する抗告事件とみなす。

3 前二項の事件において、この法

律施行前に旧家事審判法によつてした家事審判所その他の者の行爲は、別段の定めのある場合を除いては、改正後の家事審判法（以下新家事審判法という。）の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 この法律施行前に確定した家事審判所の審判又は同日以前に家事審判所において成立した調停は、その家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所の審判又は同裁判所において成立した調停とみなす。

第十六條 この法律施行前にした行爲に對する過料に関する規定の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。この場合において、過料の審判は、旧家事審判法によれば権限を有すべき家事審判所の所在地を管轄する家庭裁判所が行う。

2 この法律施行前に参與員又は調停委員の職にあつた者の行爲に對する罰則の適用については、旧家事審判法は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

第十七條 家事審判法施行法（昭和二十二年法律第五十三号）によつて家事審判所の審判とみなされる裁判は、この法律施行後は、家庭裁判所の審判とみなす。

第十八條 家事審判法施行法第二十條第二項の規定によつて管轄家事審判所に差し戻すべき事件は、この法律施行後は、管轄家庭裁判所に差し戻さなければならない。

2 前項の規定によつて差し戻した場合には、その事件において家事審判法施行法による改正前の非訟事件手續法によつてした裁判所その他の者の行爲は、新家事審判法の適用については、同法によつてした行爲とみなす。

第十九條 民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）附則第十四條第二項又は第二十七條第三項（同法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定によつて家事審判所が行うべき審判は、この法律施行後は、家庭裁判所が行う。

裁判所法の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國會議法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年十二月十二日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡 吉藏

（小字及びは參議院修正）

裁判所法の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

第一條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二編中第十四條の次に次の一條を加える。

第十四條の二（○）最高裁判所

判所（○）裁判所圖書館を置く。

として、最高

最高裁判所は、裁判所圖書館の支部を設けることができる。

官報号外 昭和二十三年十二月十三日 衆議院會議録第十号 裁判所職員の定員に関する法律案外三件

一一五

第五十六條の次に次の二條を加える。

第五十六條の二(裁判所図書館) 最高裁判所に○裁判所図書館長一人を置き、裁判所の職員の中からこれを命ずる。

○裁判所図書館長は、最高裁判所長官の監督を受けて○裁判所図書館の事務を掌理し、○裁判所図書館の職員を指揮監督する。

前二項の規定は、國立國會圖書館法の規定の適用を妨げない。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二(裁判所司書官) 最高裁判所に○裁判所司書官を置き、二級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを補する。

裁判所司書官は上司の命を受けて裁判所の圖書の管理を掌る。

第三條 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 裁判所構成法による司法官補たる資格を有し、滿洲國の學習法官、高等官補又は前條に掲げる滿洲國の各職の在職年数が通算して三年以上になる者については、その三年に達した時に裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を得たものとみなして、前條の規定を適用する。

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

罰金等臨時措置法案

第一條 經濟事情の変動に伴う罰金及び科料の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。

第二條 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五條及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができる。

2 科料は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五円以上千円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定めた罰金については、それぞれその額の五十倍に相当する額をもつてその多額とする。

一 刑法の罪。但し、第五百二十二條の罪を除く。

二 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪

三 經濟關係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪

2 刑法第五百二十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪(條例の罪を除く。)につ

き定めた罰金については、その多額が千円に満たないときはこれを千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍率を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定めがあるものについては、その定めがないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍率を乗じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、その委任に基いて規定することができない罰金額の最高限度が千円に満たないときは、これを千円とする。

第六條 刑法第二十五條中「五千円以下ノ罰金」とあるのは、「五万円以下ノ罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百七十七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万五千円以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千元以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千円を超える罰金」とあるのは、「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一項中「五千円以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

4 刑事訴訟法第四百九十五條第三

項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行為に対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する。

罰金等臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

(都合により最終号の附録に掲載)

○高橋英吉君 ただいま議題と相なりました四法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、刑事訴訟法施行法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案の両法案の提出理由並びに内容のおもなるものを御紹介いたします。

第一に、刑事訴訟法施行法案について申し上げますと、日本國憲法の精神にのっとり、基本的人權の尊重を基調として、今刑事訴訟法は、來年一月一日から施行されることになっておりますので、それまでに現在裁判所等で取調が行われておる事案に対しては、新法によるが現行法によるかについて、新法の措置を講ずる必要がありま

す。刑事訴訟法施行法案は、御承知のように前國會において衆議院を通過しましたが、衆議院において審議未了と政府から提案されたものであり、政府が、今回の法案におきましては、前回と異なり、新法、旧法の適用の基準を

ば、新法施行前に檢事から公訴の提起があつたか否かによつて定めんとするものであります。すなわち、公訴の提起が新法施行後に行われた事件は新法によるが、年内に公訴の提起が行われた事件については原則として旧法によることになつておるのであります。この点が本案の最も重要な点であります。このほか本案には、右の原則に対する若干の例外を定め、また國會議員等の選挙法に、新法にはなくなつておる私訴の規定が適用されるおる關係上、その手当等を定めておるのであります。

第二に、裁判所法の一部を改正する等の法律案について申し上げますと、第一点は、新たに家庭裁判所が設置せられることになつたので、裁判所の基本法である裁判所法において、その組織、權限等を規定しようとするものであり、第二点は、第二回國會において制定せられた刑事訴訟法の趣旨に従つて、簡易裁判所の處理した刑事事件に限つては、地方裁判所にではなく最高裁判所に不服を申し立てることに変更されたこととあります。第三点は、最高裁判所の小法廷で裁判する事項の範圍を拡張、大法廷の負担を合理的に軽減することをほかつたこととあります。このほか、本法施行後については、衆議院において若干の修正が行われておるのであります。

さて委員會におきましては、今回提出の刑事訴訟法施行法案は、前國會において衆議院の修正した線に沿つた内容を盛つたものではあります。御承知のように、現に前代未聞の大獄事件等も頻発しております折柄でありますし、かつ國民の基本的人權に影響するところすこぶる大でありますので、法案の中心課題である新法適用の基準、すなわち年内起訴か年内公判かの点について、あらゆる角度から慎重な論議が行われたのであります。論議の内容はいささか専門的になりますが、第二の裁判所法の一部を改正する等の法律案も、前國會において衆議院において修正した線に沿つた内容を盛つたもので

を大綱とし、参議院の修正が若干加えられたにすぎないので、討論の結果、両法案の運用にあつては國民の基本人權を侵害しないよう格段の注意を拂うべき旨の希望意見が開陳せられ、採決の結果、両法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決したのであります。なお、委員安田幹太氏から、右両法案を第三回國會に政府から提案せられた内容のごとく修正する趣旨の提案がありましたが、この修正案は、賛成者少数のため否決せられたのであります。

次に、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由及び内容を申し上げます。さきに民事、刑事訴訟法、少年法、裁判所法等の改正が行われました結果、これら諸法律の円滑なる運用を期するため裁判所職員の陣容を充実させようとするものでありまして、増員の数は、判事九十名、その他千数百名でありまして、増員がさしあたり、やむを得ない増員と認め、採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、罰金等臨時措置法案について、その要旨及び委員會における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

終戦以來の經濟事情の変動、特に貨幣価値の低落に伴ひまして、裁判所の言い渡すべき罰金、料料の額もおのずから高めらるべき道理であります。が、現在の刑法の規定によれば、罰金の最低額及び料料の最高額は著しく低く定められておりますので、これを是正し、法定の罰金、料料の額を適當な程度に引上げるため、刑法その他の法令の特例を設けようとするものであります。

次に、その内容の大略を申し上げます。まず第一に、現在罰金は二十円以上、料料は二十円未満となつておりますが、これをその五十倍たる千円以上、千円未満ということにいたしました。次に、刑法及びこれと密接な関係のある二法律に定めた罰金の多額を五十倍に引上げることとしてあります。委員會においては、五十倍に引上げるその倍率の根拠について質疑があり

ました。これに対し政府から、物價指數、國民所得、生計費指數等を勘案して定めたという答弁がありました。かくて、十二月十二日、討論を省略して採決した結果、全会一致で政府原案通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) 内閣より、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の両案中修正したいとの申出があります。この申出を承諾するに御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて承諾することに決しました。特別職の職員の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。さき、わちこの際、内閣提出、特別職の職員の俸給等の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。特別職の職員の俸給等に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。大藏委員長長島村一郎君。

特別職の職員の俸給等に関する法律案

特別職の職員の俸給等に関する法律

第一條 左に掲げる國家公務員(以下特別職の職員といふ)の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 検査官
- 四 大使及び公使
- 五 内閣府長官及び付從長
- 六 内閣官房長官
- 七 内閣官房次長
- 八 連絡調整中央事務局局長
- 九 連絡調整中央事務局次長
- 十 公正取引委員會の委員長及び委員
- 十一 全國選舉管理委員會の委員長及び委員
- 十二 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條第三項第八号及び第十二号に掲げる秘書官
- 十三 國家公務員法第二條に掲げる特別職にある者で前各号に掲げるもの外政令で定める者
- 十四 前條第一号から第十三号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、別表による。
- 十五 前條第十四号から第十六号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、政令で定める。但し、その最高の額は、二万円をこえることができない。
- 十六 新たに特別職の職員となつた者には、発令の日から俸給を支給する。但し、退職した者又は罷免された者が即日他の特別職の職員に任ぜられたときは、発令の日翌日から俸給を支給する。
- 十七 特別職の職員が、退職、罷免又は死亡に因り特別職の職員でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。
- 十八 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額額の二十五分の一をもつて俸給日額とし、日割によつて計算する。但しその額が俸給月額をこえるときは、俸給月額にとどめるものとする。
- 十九 俸給は、毎月政令で定める期日に支給する。但し、第四條の場合においては、その際支給する。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

附則

第八條 この法律は、公布の日から施行する。

第九條 第一條及び第二條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日から適用する。この場合において、「人事官」とあるのは、「臨時人事委員長及び臨時人事委員」と読み替へるものとする。

第十條 特別職の職員が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與

俸給月額	
四〇、〇〇〇円	
三三、〇〇〇円	
二八、八〇〇円	
二八、〇〇〇円	
二五、六〇〇円	
二四、〇〇〇円	

は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額がこの法律により受はるべき給與の額をこえる場合においても、既に支給を受けた給與は、返還せしめないことができる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項を次のように定める。

第十一條 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）は、廃止する。

